

自民党『特定秘密保護法に関する誤った新聞報道への反論』
から見えてくるもの

1月21日(火)15:00～17:30

参議院議員会館講堂

秘密保護法を考える市民の会

1. 自民党『特定秘密保護法に関する誤った新聞報道への反論』とは？

自民党は特定秘密保護法成立後、この法律に批判的な報道に対する反論文書を自民党の国会議員に配布しました。東京新聞、朝日新聞、毎日新聞の記事27本を取り上げ、23のQ&Aにまとめて反論を加えています。この文書の持つ意味、ここから見えてくるものは何でしょうか。

【『反論』の組み立て】

Q&A 前文

■ 前文のポイント

- 一部の新聞は誤情報を流して国民を不安に陥れています

特定秘密保護法は；
(産経；安倍首相インタビュー記事)

- 国民を、領土を、国益を守るための法律です
- 透明性はむしろ増す
- NSCで情報を交換
- 秘密増えることはない
- 戦争と結びつける癖(メディア批判)
- 尖閣衝突事件映像の扱いは菅政権の致命的なミス

■ Q&Aの分類

『テロリズムの定義』
に関わる記事と反論；
Q5, Q12, Q13

『特定秘密の指定』
に関わる記事と反論；Q7, Q15,
Q17, Q20, Q21, Q23

『処罰』に関わる記事と
反論；Q1, Q3, Q4, Q6, Q8,
Q9, Q10, Q18

その他の記事と反論；Q2, Q14

『憲法あるいは民主主義』
に関わる記事と反論；Q11

『国会のチェック機能』
に関わる記事と反論；Q22

こうした新聞の誤った報道に惑わされないために、別紙『特定秘密保護法の新聞報道への反論・23』を作成しましたので、これを参考に特定秘密保護法の意義を多くの方にご理解いただくようお願いいたします。(前文より)

つまり **国民の間に不安があるのは、一部新聞の誤った報道が原因**であり、
事実を正しく伝えれば国民の懸念は払拭できる。

という論理です。

2. 『テロリズムの定義』に関わる記事と反論例；Q12（Q5, Q13も同様）

自民党：特定秘密保護法の新聞報道への反論・23	関連する特定秘密保護法条文
<p>Q12、同法では「主義主張」に基づいた発言がテロと拡大解釈できる余地がある。 （12月5日、東京新聞・朝刊） 「政治上その他の主義主張に基づき、国家もしくは他人に強要する」活動がテロとみなされる ・・・テロの定義が拡大する恐れがある。・・・デモがテロ扱いされる解釈にもつながる。 （12月2日、東京新聞・朝刊） テロの定義は、人の殺傷や施設の破壊だけではない。「政治上その他の主義主張に基づき、 国家若しくは他人に強要」する活動も含まれる。（12月3日、東京新聞・朝刊） どのような行為が「テロ」かが明確でなく、何通りも解釈が可能だ。（12月3日、朝日新聞・朝刊） 秘密法が成立すれば、安倍政権がもくろむ原発再稼働反対のデモも「テロ」とみなされかねない。 （12月3日、東京新聞・朝刊）</p> <p>反論) 事実に反します。 本法において「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、①国家若しくは他人にこれを強 要し、又は②社会に不安若しくは恐怖を与える目的で、㉞人を殺傷し、又は④重要な施設その他の物 を破壊するための活動をいい、人の殺傷又は重要な施設等の破壊活動であることが必要である。―― とされています。このように本法においては、テロリズムの範囲を明確化して定義付けていますので、 拡大解釈の余地はないのです。</p>	<p>(行政機関の長による適性評価の実施) 第十二条 第2項 一(抜粋)</p> <p>テロリズム(政治上その他の主義主張に基づき、 国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に 不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、 又は重要な施設その他の物を破壊するための 活動をいう。同表第四号において同じ。)</p> <p>← (条文の文言に ①、②、㉞、④の記号) を追加して「読み方」を誘導している。)</p>

【問題点】

- (1) **自民党の反論で引用されている条文は、条文そのものではありません。** 文中、①、②、㉞、④の記号を追加して、
解釈の道筋をつけ、反論で用いる解釈以外の「読み方」ができないように誘導しています。特に文章を途中で切って挿入している
『、㉞』は強引な誘導といえます。「反論」だけを読み、条文そのものを読まなければ気がつきません。

2. 『テロリズムの定義』に関わる記事と反論例; Q12 (Q5, Q13も同様) ~ 続き

(2) 条文そのものを読点(、)の位置に注意して文章として普通に読めば、以下のように読めます。

その他の「解釈」も可能かもしれませんが、「反論」が強引に誘導した「読み方」は文章としてむしろ特別といえます。

「テロリズム」とは、政治上その他の主義主張に基づき、

- 国家若しくは他人にこれを強要し、
- 又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、
- 又は重要な施設その他の物を破壊する

為の活動、

成立した法律の条文では、
この文章はそのまま生きています。
いくらでも拡大解釈が可能です。

「普通」に条文はこう読めます。
3文節が並列です。

(3) **法律は条文(文言)が全てです。**

どのように自民党が補足説明を加えても意味はなく、最終的に法律の条文が拘束力を有します。

法文技術上は、読み方によって条文から異なる解釈が導き出される文言は、厳に避けなければなりません。

内閣法制局によれば、原案は「**立案の意図が、法文の上に正確に表現されているか、**」を含め審査されるとあります。

曖昧さは排除されなければなりません、その観点から本条文は**欠陥条文**と言わざるを得ません。

多くの指摘があり、誰の目にも明らかな本条文の問題点をそのままに、政府は本法を成立させました。

意図的に曖昧さを残したのであれば一層重大な問題と言わざるを得ません。

もし、自民党の「反論」通りの主旨の条文であるとするならば、反論あるいは解説などではなく、疑義が生じないように

条文の文言によって表現すべきものです。**自民党の「反論」は、新聞報道が指摘する拡大解釈の可能性を否定できません。**

石破幹事長発言「大音量のデモはテロと同じ…」
条文のテロリズムの定義は、まさにこの考え方と同じです。



特定秘密保護法の条文の拡大解釈により、正当な
市民活動に対して制限を加えることが可能です。

3. 『国会のチェック機能』に関わる記事と反論例; Q22

自民党: 特定秘密保護法の新聞報道への反論・23	関連する特定秘密保護法条文
<p data-bbox="93 207 1328 254">Q22、「国会や司法のチェックも及ばない。」(12月6日、毎日新聞・朝刊)</p> <p data-bbox="93 275 381 308">反論) 事実に反します。</p> <p data-bbox="93 315 1348 391">本法には、一定の条件の下、国会の秘密会に特定秘密を提供するものとする仕組みが盛り込まれており、国会の求めに応じ、特定秘密を提供しなければならず、国会で必要な議論ができます。</p> <p data-bbox="93 401 1321 476">また、特定秘密の指定等の実施状況について、(仮称)情報保全諮問会議の意見を付して、国会に報告するものとされており、国会が定期的に本法の運用状況をチェックできる仕組みとなっています。</p> <p data-bbox="93 486 1342 601">さらに、特定秘密の漏えい事件の刑事裁判において、証拠の開示請求があった場合に、裁判所は開示命令を決定するに当たって、いわゆるインカメラ審査のための証拠の開示を検察官に命ずることができます。</p>	<p data-bbox="1384 194 1852 251">(その他公益上の必要による特定秘密の提供) 第十条 1項 一(抜粋)</p> <p data-bbox="1384 287 2005 408">イに掲げる業務にあっては附則第十条の規定に基づいて国会において定める措置、イに掲げる業務以外の業務にあっては政令で定める措置を講じ、かつ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき。</p> <p data-bbox="1384 415 2005 472">イ (中略)又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの</p> <p data-bbox="1384 494 2005 615">(国会への報告等)第十九条 政府は、毎年、前条第三項の意見を付して、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について国会に報告するとともに、公表するものとする。</p>

【問題点】

- (1) 特定秘密を国会へ提供するのは
「我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めるとき」
行政機関の長が判断 ↔ **特定秘密はそもそも開示することによって安全保障に支障を及ぼすために秘密に指定**
開示されるのは要件を満たさなくなった特定秘密だけ
- (2) **国会の秘密会に特定秘密を提供**
出席議員の2/3以上の賛成が必要(憲法第57条) ↔ **秘密会すら開かれる保障はない**
出席者が制限され、得た情報には守秘義務が課され、罰則あり
- (3) 情報保全諮問会議の意見は「聴く」だけの規定(第十八条)であり反映される保障はありません。かつ、会議では指定ルール等のチェックに限られ、特定秘密の指定自体に問題がないかのチェック機能はありません。**(指定及び解除の適正の確保)については附則の第9条に記載され、「…検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」とされますが、具体的には何も決まっています。**
- (4) 第19条の国会に対する報告も、特定秘密の指定、解除、ならびに適性検査の実施状況の報告であり、個別の特定秘密の内容が開示される訳ではなく、**指定の妥当性についてはチェックできません。**

➡ **Q&Aでは「国会で必要な議論ができます。」としていますが、国会に対して特定秘密が必ず提供されることが、本法の条文では何も担保されていません。これは議院の国政調査権(憲法第62条)とも対立します。特定秘密指定の正当性に関して国会によるチェックが効きません。これは国会議員が自らの首を絞める立法です。**

自民党：特定秘密保護法の新聞報道への反論・23	関連する特定秘密保護法条文
<p>Q15、秘密法案が成立すれば、恣意的で無意味な秘密が全省庁で増殖する。 (11月29日、東京新聞・朝刊)</p> <p>反論) 事実に反します。 特定秘密は、法律の別表に限定列挙された事項に関する情報に限って指定するもので、内閣総理大臣が指定に関し行政機関の長に対し改善すべき旨の指示をするなどの改善策も盛り込まれました。 したがって、「恣意的で無意味な」特定秘密が「全省庁で増殖する」ことありません。</p> <p>Q17、官僚の恣意的な判断に従い、行政機関の長が秘密指定する余地が残るとい根本的な問題は残ったままだ。(12月6日、朝日新聞・朝刊)</p> <p>反論) 事実に反します。 特定秘密は、法律の別表に限定列挙された事項に関する情報に限って、大臣等の行政機関の長が責任を持って指定するものであり、かつ、指定は(仮称)情報保全諮問会議の意向を反映させた基準に基づいて行われます。 また、本法は、内閣総理大臣は、特定秘密の指定が基準に従って行われていることを確保するため、行政機関の長に対し改善すべき旨の指示をすることができるものとするなどし、特定秘密の恣意的な指定が行われないよう、重層的な仕組みを設けています。 したがって、指定が行政機関の職員の恣意的な判断によって行われることはありません。</p> <p>Q21、「行政機関の長」が、その裁量でいくらでも特定秘密を指定できる。 (12月6日、朝日新聞・朝刊)</p> <p>反論) 事実に反します。 特定秘密は、法律の別表に限定列挙された事項に関する情報に限って指定するものであり、内閣総理大臣が指定に関し行政機関の長に対し改善すべき旨の指示をするなどの改善策も盛り込まれました。 したがって、特定秘密の範囲が際限なく拡大することや、恣意的な運用が行われることはありません。</p>	<p>別表(第三条、第五条―第九条関係)(抜粋)</p> <p>一 防衛に関する事項(略)</p> <p>二 外交に関する事項 イ 外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容のうち、国民の生命及び身体の保護、領域の保全その他の安全保障に関する重要なもの ロ 安全保障のために我が国が実施する貨物の輸出若しくは輸入の禁止その他の措置又はその方針(第一号イ若しくは二、第三号イ又は第四号イに掲げるものを除く。) ハ 安全保障に関し収集した【国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報】又は条約その他の国際約束に基づき保護することが必要な情報(第一号ロ、第三号ロ又は第四号ロに掲げるものを除く。) ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力 ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号</p> <p>三 特定有害活動の防止に関する事項 イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「特定有害活動の防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究 ロ 特定有害活動の防止に関し収集した【国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報】又は外国の政府若しくは国際機関からの情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号</p> <p>四 テロリズムの防止に関する事項 イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止(以下この号において「テロリズムの防止」という。)のための措置又はこれに関する計画若しくは研究 ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報 ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力 ニ テロリズムの防止の用に供する暗号</p>

4. 『特定秘密の指定』に関わる記事と反論; Q15, Q17, Q21 ~ 続き (Q7, Q20は略)

【問題点】

(1) 新聞報道の指摘は、いずれも「特定秘密の定義の曖昧さ」からくる指摘といえます。

安全保障上「秘密」を認めるとしても、**特定秘密は可能な限り狭く厳密な定義**をしなければなりません。

しかし、別表文言は大きく**拡大解釈の余地**を残しています。特に別表二、三、四では問題が大きく、例えば、四では、**テロリズムの定義に曖昧さを残した状態(第十二条2項一)**では、「**テロリズムの防止に関する**」とするだけで、何でも含まれる可能性があります。

この点については下記(参考)にもあるように、国外からも懸念が示されています。

(参考)

- ・透明性は民主主義ガバナンスの基本である。情報を秘密と特定する根拠としては、法案は極めて広範囲で曖昧なようである。
(国連特別報告者フランク・ラ・ルー氏)
- ・特定秘密は非常に狭く精密な限定をかけねばならない。法律は極めて広範囲で曖昧。(米政府元高官ハルペリン氏): 共同通信
- ・公衆は政府の情報にアクセスする権利を有する。(ツワネ原則1)、
知る権利への制限の必要性を証明するのは政府の責務である。(ツワネ原則4)、
安全保障セクターには独立した監視機関を設けるべきであり(ツワネ原則6)

特定秘密保護法の条文には、「**その他**」、「**など**」、あるいは**範囲が広く定義が曖昧な文言、政令への委任**が非常に多く、問題です。

(2) **指定の正当性を監視する独立の第三者機関**は最低限の条件であり、それ無しには恣意的な指定、運用は防げません。

「内閣総理大臣が指定に関し行政機関の長に対し改善すべき旨の指示をする」とありますが、行政機関の内部だけのことであり、全く相互牽制機能が働きません。他にも、「情報保全諮問会議」、(附則第九条)(指定及び解除の適性の確保)(未定)なども内閣府、内閣官房に設置され、**独立の第三者による監視はありません。**

(3) Q&Aにはありませんが、指定期間については当初案より「修正」され**無期限となり得る項目が、暗号、情報源以外にも拡大、しかも政令(内閣の一存で決定)で追加できる(第四条4項七)**、とされています。内閣の一存で永久秘密をつくることができるのです。また、**特定秘密の「保全」規定がなく**、公開前に廃棄されれば指定の恣意性のチェックは永久に不可能となります。

5. 『処罰』に関わる記事と反論例; Q3, Q4, Q6, Q8 (Q1, Q9, Q10, Q18は略)

自民党: 特定秘密保護法の新聞報道への反論・23	関連する特定秘密保護法条文
<p>Q3、原発の作業員が、使用済み核燃料に関する情報や、汚染水漏れが起きている原発周辺の様子などをツイッターで情報発信したところ、警察官に、特定秘密の漏えいにより処罰の対象になりうると警告された。(12月1日、朝日新聞・朝刊)</p> <p>反論) 事実に反します。 使用済み核燃料に関する情報や汚染水漏れが起きている原発周辺の様子は本法の別表に該当せず、特定秘密に指定されることはありません。</p> <p>Q4、市民団体の集会で「秘密を明らかにしよう」と呼びかけ(中略)特定秘密保護法違反(煽動)の容疑で逮捕・起訴された。(12月5日、朝日新聞・朝刊)</p> <p>反論) 事実に反します。 「煽動」は、不特定又は多数人に犯罪を実行する決意を生ぜしめ、又は既に生じている決意を助長させるような勢いのある刺激を与えることをいいますが、市民団体の集会で単に「秘密を明らかにしようと呼びかけ」ることは、犯罪を実行する決意を生ぜしめたり、既に生じている決意を助長させるものではありません。</p> <p>Q6、(民間人が、)原発や基地の情報を探ろうとしただけでも、処罰される可能性がある。(12月6日、朝日新聞・朝刊)</p> <p>反論) 事実に反します。 民間人が、単に原発や基地の情報を探ろうとしただけでは、特定秘密保護法により処罰されることはありません。 本法では、極めて例外的な場合を除き、特定秘密を取り扱う公務員等以外の者が処罰対象となることはないのです。公務員等以外の者については、外国の利益を図るなどの目的で暴行や窃盗等により特定秘密を取得した者は、本法案(ママ)の処罰対象となりますが、この場合には、特定秘密であることを知ってこれらの行為を行う必要があるのです。</p>	<p>第七章 罰則(抜粋)</p> <p>第二十三条 特定秘密の取扱いの業務に従事する者がその業務により知得した特定秘密を漏らしたときは、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。特定秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同様とする。</p> <p>2 第四条第五項、第九条、第十条又は第十八条第四項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者がこれを漏らしたときは、五年以下の懲役に処し、又は情状により五年以下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。第十条第一項第一号ロに規定する場合において提示された特定秘密について、当該特定秘密の提示を受けた者がこれを漏らしたときも、同様とする。</p> <p>3 前二項の罪の未遂は、罰する。 (中略)</p> <p>第二十四条 外国の利益若しくは自己の不正の利益を図り、又は我が国の安全若しくは国民の生命若しくは身体を害すべき用途に供する目的で、人を欺き、人に暴行を加え、若しくは人を脅迫する行為により、又は財物の窃取若しくは損壊、施設への侵入、有線電気通信の傍受、不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)その他の特定秘密を保有する者の管理を害する行為により、特定秘密を取得した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪の未遂は、罰する。 3 前二項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用を妨げない。</p>

5. 『処罰』に関わる記事と反論例；Q3, Q4, Q6, Q8 ～続き (Q1, Q9, Q10, Q18は略)

自民党: 特定秘密保護法の新聞報道への反論・23	関連する特定秘密保護法条文
<p>Q8、今回の法律も秘密に接近しようとしただけで処罰の規定がある。「話し合い」が共謀に当たるとの。 (12月6日、東京新聞・朝刊)</p> <p>反論) 事実に反します。 本法では、極めて例外的な場合を除き、特定秘密を取り扱う公務員以外の者が処罰対象になることはありません。</p> <p>公務員等以外の者については、外国の利益を図るなどの目的で暴行や窃盗等により特定秘密を取得した者は、本法の処罰対象となりますが、この場合には、特定秘密であることを知ってこれらの行為を行う必要があるのです。</p> <p>漏えいの「共謀」は、2人以上の者が漏えい行為の実行を具体的に計画して、合意したときに成立し、単に「話し合う」だけでは「共謀」に当たらず、処罰されることはありません。</p>	<p>第二十五条 第二十三条第一項又は前条第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、五年以下の懲役に処する。</p> <p>2 第二十三条第二項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。</p> <p>第二十六条 第二十三条第三項若しくは第二十四条第二項の罪を犯した者又は前条の罪を犯した者のうち第二十三条第一項若しくは第二項若しくは第二十四条第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を軽減し、又は免除する。</p>

【問題点】

- (1) 犯罪の成立要件として「**特定秘密であることを知ってこれらの行為を行う必要がある**」 ↔ **条文中どこにもそのような規定はありません。知らない者でも特定秘密を有する者の管理を害するだけで訴追されます。**
適合事業者、または明確に特定秘密を提供された者以外、特定秘密であることは知り得ません。
- (2) 「**極めて例外的な場合を除き、特定秘密を取り扱う公務員等以外の者が処罰対象となることはない**」 ↔ **第七章 罰則 で公務員と公務員以外を分けた条文はありません。第二十三条2、3、4項は多くが公務員ですが、第二十四条は区別がありません。**
- (3) **共謀、教唆**も罰せられます。しかし共謀の成立基準は曖昧です。**過失、未遂**も罰せられます(第二十三条、第二十五条)。
- (4) 国会議員の免責特権は残りますが、秘密会で得た情報を院外で漏らせば訴追されます(第二十三条)。
 党内に持ち帰り議論することすらできずに議員活動にも大きな支障をきたすことになります。
- (5) 内部告発者を保護する仕組みがありません。
- (6) **共謀者の刑の軽減、免除(第二十六条1項)**は、**違法なおとり捜査、えん罪の原因**となる可能性が考えられます。
- (7) 原発関連の情報は一切特定秘密にならないような印象を与えていますが、使用済み核燃料に関する情報や汚染水漏れが起きている原発周辺の様子は特定秘密にならないとしても、それ以外、例えば、建物配置図、電源系統図、配管系統図、高レベル廃棄物保管状況、プルトニウム保管状況などは、**テロ対策の観点からは十分に特定秘密に指定される可能性**があります。

6. 『憲法あるいは民主主義』に関わる記事と反論; Q11

自民党: 特定秘密保護法の新聞報道への反論・23	関連する特定秘密保護法条文
<p data-bbox="99 201 1353 291">Q11、法案は憲法が保障する国民の権利を制限しかねず、民主主義を揺るがす重大な問題点をはらんでいる。(12月6日、東京新聞・朝刊)</p> <p data-bbox="99 311 1353 472">反論) 事実に反します。 本法は、その解釈・適用に当たり、国民の基本的人権を侵害してはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない旨を定めており、民主主義を揺るがす重大な問題点をはらんでいるとの御懸念は当たりません。</p>	<p data-bbox="1394 201 2011 582">(この法律の解釈適用) 第二十二條 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。 2 出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。</p>

【問題点】 憲法との関係、民主主義との関係に言及した唯一のQ&Aです。たんに第二十二條の繰り返しです。

単に条文の解釈に留まらず、憲法との関係、民主主義との関係を主眼に報道された新聞記事、社説は多数存在します。

実際、批判を受けた新聞3紙だけでも、成立前後に下記のような報道がなされています。他紙にも同様の視点の報道が存在します。

- ・(社説) 秘密保護法成立 憲法を骨抜きにする愚挙 朝日新聞 2013年12月7日
- ・(社説) 特定秘密保護法案 民主主義に禍根を残すな 朝日新聞 2013年12月6日
- ・(社説) 秘密保護法が成立 民主主義を取り戻せ 東京新聞 2013年12月7日
- ・憲法の3原則侵害 東京新聞 2013年10月29日
- ・社説: 国会が手足を縛られる 毎日新聞 2013年11月7日
- ・社説: 特定秘密保護法成立 民主主義を後退させぬ 毎日新聞 2013年12月7日

しかし、この『反論』はそのような記事を避け、個別の解釈論に終始しており、自民党議員経由で有権者に説明する材料としても非常に低レベルのQ&Aとなっています。本来、憲法、民主主義を含めた議論が最も重要視されなくてはならないはずです。

(この法律の解釈適用) 第二十二條の存在をもって懸念は当たらないとしていますが、**一切条文で担保されていません。**

第二十二條自体も表現は「十分に配慮」であって、「保障」ではありません。また、取材行為が「不当な方法」と判断されれば罰せられます。

国民の知る権利は憲法で保障された基本的人権ですが、それは国民主権、立憲主義を守り、維持するための基本要件といえます。立憲主義のもと、主権者たる国民は、政治が憲法を遵守していることを監視し続ける必要があるのです。

7. 自民党『特定秘密保護法に関する誤った新聞報道への反論』の意図するところ、さらなる問題

■ 反論しやすい記事だけを取り上げて、意図的に部分的な解釈Q&Aに終始しています。

➡ 『反論』には自民党の解釈が示されていますが、それは成立した法律の条文に基づいた解釈ではありません。成立した法律は条文(文言)が全てであり、自民党の解釈がどうあろうと、条文に抵触すれば罰せられます。

■ 日本国憲法、立憲主義、民主主義との関係など、より本質的な問題には触れていません。

➡ 最も重要な問題は、この『反論』文書の先にあります。個別条文の解釈レベルの議論だけにとどまらず、最高法規としての日本国憲法における本法律の位置づけ、またそれが民主主義にとってどのような影響をもたらすかという議論がなければならないはずで

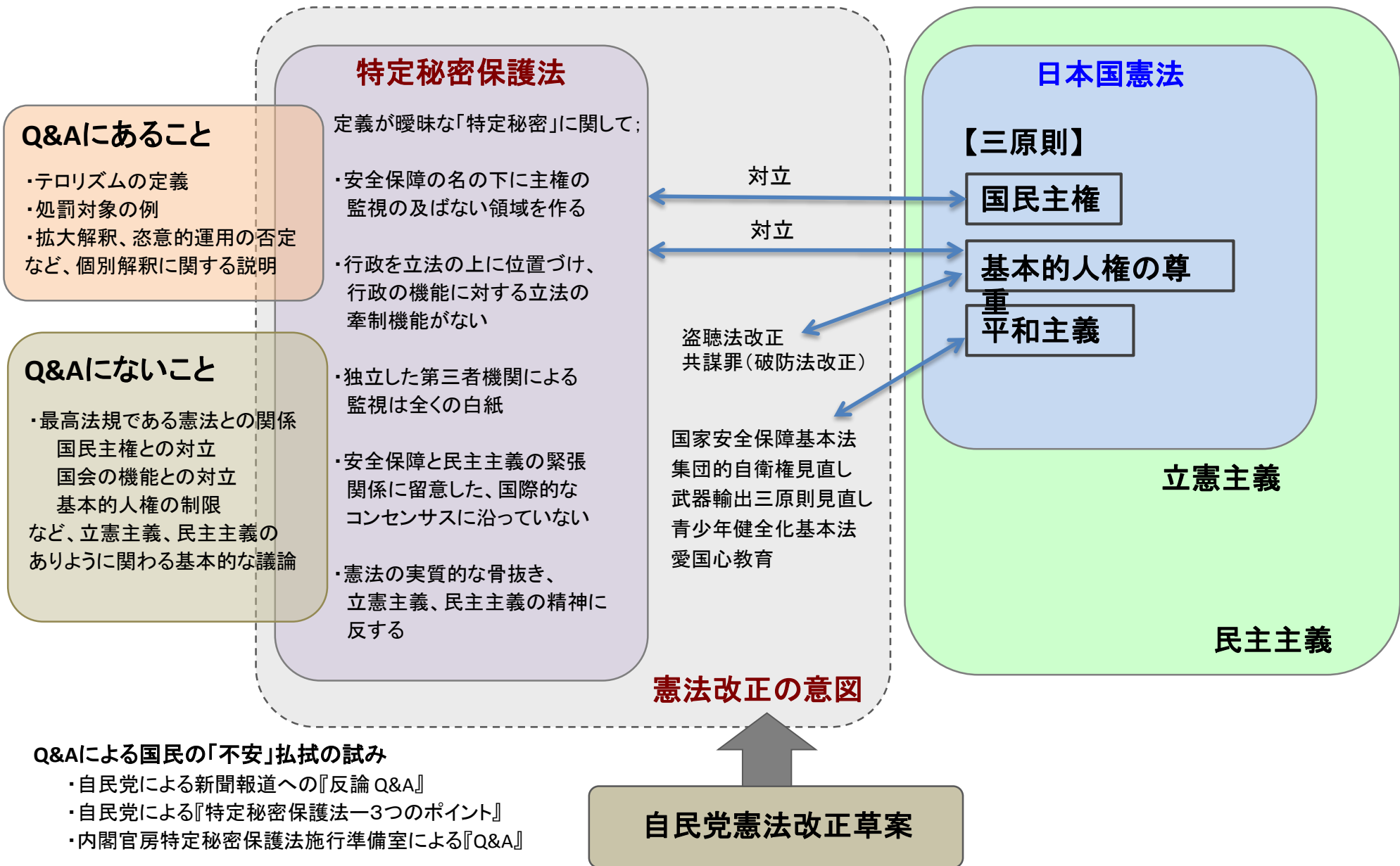
➡ 特定秘密保護法の問題点、あるいは本法律を考える際の意識を、部分的な解釈レベルに押しとどめる役割を担っています。報道への反論であると同時に、自民党議員自身の言動や意識レベルをも制限する役割があるとすら見えます。

【さらなる問題】

■ この自民党の「反論」は、現在「新聞報道への反論」ではなく、より一般的なQ&Aという表現になり、『特定秘密の保護に関する法律Q&A 内閣官房特定秘密保護法施行準備室 平成25年12月27日』として政府HPに掲載されています。ここにも明らかに条文と異なる内容、誤解を誘導する表現が含まれています。

政府がこのように法律の条文と食い違う見解を掲載し、あるいは誤解を誘導することは、極めて大きな問題です。

8. 特定秘密保護法と日本国憲法



9. 特定秘密保護法の問題(まとめ)

- 国民主権を損ない、日本国憲法に違反します。民主主義、立憲主義の精神に反します。
 - ➡ 国権の最高機関としての国会、国民の負託を受けた代表者たる国会議員の力の及ばない領域を生み出し、三権分立のバランスを大きく損ないます。議院の国政調査権も及ばず、行政を立法、司法の上位に位置づけることとなります。
- 国民の知る権利を始め、基本的人権を制限します。知る権利の制限は主権者である国民が政治を監視し続けるという立憲主義の原則を損ないます。
- 国際的な原則;『国家安全保障と情報への権利に関する国際原則』(通称:ツワネ原則)からも逸脱しています。国際的なコンセンサスを無視しています。



議員1/2の賛成で可能なところから、実質的な憲法改正が始まっています。

自民党の意図は憲法改正草案に明らかですが、特定秘密保護法は、その憲法改正に向けてのひとつの動きといえます。

今回の、自民党による『特定秘密保護法に関する誤った新聞報道への反論』は、その意図と、特定秘密保護法自体が持つ、大きな危険性を浮き立たせています。

特定秘密保護法による、市民活動、報道の取材活動に対する「萎縮効果」も見逃せません。

10. 参考 『国家安全保障と情報への権利に関する国際原則』(通称:ツワネ原則)

(概要)世界70カ国以上、500人以上の専門家により、計14回の会議を経て作成され、2013年6月に南アフリカ共和国の首都・ツワネで示されたためツワネ原則と呼ばれています。ツワネ原則は、国家安全保障への脅威から人々を保護するための合理的な措置を危険にさらすこと無く、政府の情報への公的なアクセスをどう保障するかという問題に対して、関連法令の起草に関わる人々への指針を提供するために作成されました。

(一部抜粋)

・政府は、防衛計画、兵器開発、諜報機関により使用される作戦・情報源等の限られた範囲で合法的に情報を制限することができる(原則9)。

・誰もが公的機関の情報にアクセスする権利を有しており、その権利を制限する正当性を証明するのは政府の責務である(原則1,4)。

・政府は、国際人権法及び国際人道法の違反についての情報は決して制限してはならない(後略)(原則10A)。

・安全保障部門や諜報機関を含めたいかなる政府機関も情報公開の必要性から免除されない(後略)(原則5,10C)。

・情報は、必要な期間のみに限定して秘密指定されるべきであり、決して無期限であってはならない(後略)(原則16)。

・秘密解除を請求するための手続きが明確に定められるべきである(後略)(原則17)。

・安全保障部門には独立した監視機関が設けられるべきである。監視機関は、実効的な監視を行うために必要な全ての情報に対してアクセスできるようにするべきである(原則6, 31-33)。

・情報漏えい者に対する刑事訴追は、明らかになった情報により生じる公益より、現実的で確認可能な重大な損害を引き起こす危険性が大きい場合に限って検討されるべきである(原則43, 46)。

・公務員でない者は、秘密情報の受取、保持若しくは公衆への公開により、又は秘密情報の探索、アクセスに関する共謀、その他の罪により訴追されるべきではない(原則7)。

・内部告発者は、明らかにされた情報による公益が、秘密保持による公益を上回る場合には、報復を受けるべきではない(後略)(原則40,41,43)。

特定秘密保護法は
これらを見下しています

ツワネ原則も安全保障上の必要最小限の情報の制限を認めています(原則9)。しかし、それ以外の原則については、特定秘密保護法が、国際的なコンセンサスからも逸脱していることを示しています。

(注)上記は、下記参考文献からの抜粋、引用です。詳細は下記文献を参照ください。

・諸外国における国家秘密の指定と解除 - 特定秘密保護法案をめぐって - 国立国会図書館 調査と情報第806号

・「秘密保護法を考える超党派の議員と市民の勉強会」資料 2013年11月6日 海渡 雄一

【参考文献、資料等】

- (1) 特定秘密保護法案と国会・国会議員に関するQ&A 2013年10月9日 日本弁護士連合会
- (2) 諸外国における国家秘密の指定と解除 - 特定秘密保護法案をめぐって - 国立国会図書館 調査と情報第806号
- (3) あなたも「秘密保護法」にねらわれるQ&A 日本弁護士連合会
- (4) 「秘密保護法を考える超党派の議員と市民の勉強会」資料 2013年11月6日 海渡 雄一
- (5) 特別秘密の保護に関する法律案【逐条解説】 内閣官房
- (6) 論点ペーパー集 内閣情報調査室
- (7) 特定秘密の保護に関する法律Q&A 内閣官房特定秘密保護法施行準備室 平成25年12月27日

